

■国内募集型企画旅行条件書

お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書を十分にお読みください。

<本旅行条件書の意義>

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、一般社団法人DMOやつしろ（熊本県知事登録旅行業第3種259号。以下「当法人」といいます）が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当法人と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレット、ウェブサイトおよび本旅行条件書及び当法人旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当法人約款」といいます）によります。

(3) 当法人は、お客様が当法人の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 申込みと成立

(1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただく場合がございます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金	申込金
5,000円未満	500円以上
5,000円以上	20%以上

(2) 当法人は、ご来店、電話、インターネット、その他の通信手段による契約の予約を受け付けます。予約の時点では契約は成立しておらず、申込書の提出と申込金を受理したときに成立いたします。（受付は当法人の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。

(3) 旅行代金は特に注釈のない場合は、こどもは大人と同じ料金となります。

3. 申込み条件

(1) 未成年者が参加の場合、原則、法定代理人（親権者等）の同意書の提出が必要です。

(2) 中学生以下の未成年者のご参加の場合、成年者の同行がないときは、当法人は、お申込みをお断りすることがあります。

(3) ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当法人の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。

(4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方とその他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。お申出を受けた場合、当法人は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのために、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出でいただくことがあります。

(6) 前号に基づきお申出に応じる場合、当法人は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当法人がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。

(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。

(8) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱（離団）する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当法人は当該離脱中の損害につき特別補償責任は負いません。

(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当法人が判断

する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(10) 当法人は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

- ① お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ② お客様が当法人に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ③ お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当法人の信用を毀損し若しくは当法人の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(11) その他当法人の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 確定書面の交付

(1) 当法人は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定した旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「確定書面（旅程表）」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付する場合があります。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約のお申込みがなされた場合には、旅行開始日当日までに交付する場合があります。

(2) 当法人より連絡のない場合は、ウェブサイト等記載内容をもって替えさせていただきます。

5. 旅行代金及び支払期限

「旅行代金（申込金を除く残金）」は、特に注釈のない限り、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降にお申込みをされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの

(1) パンフレット、ウェブサイトの旅行日程に明示した次に掲げるもの。

- ① 運送機関の運賃・料金（注釈のない限り鉄道は普通席）
- ② 宿泊、食事の料金及びサービス料金・税
- ③ 旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金

④ 添乗員が同行するコースの添乗員経費等

⑤ その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用

(2) 本項(1)の代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくとも払戻しあいません。

7. 旅行代金に含まれない主なもの

第6項で定めるもののほか、次に掲げるもの（その一部を例示します）。

- ① 旅行日程に含まれていない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料金・税
- ② 「お客様負担」等旅行代金に含まれていない旨を明示した観光に伴う入場料金等
- ③ 希望者のみが参加されるオプショナルツアー等の料金

8. 契約内容の変更

(1) 当法人は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することができます。

(2) この場合、当法人は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の額の変更

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。

(2) 前項(1)の契約内容の変更に伴い、旅行実施に要する費用が増加又は減少した場合は、当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと

（以下「オーバーブッキング＝過剰予約受付」といいます）による変更の場合を除き、当法人はその変更に伴う費用の差額の範囲内で旅行代金の額を変更することができます。

(3) 前号の規定にかかわらず、当該契約内容の変更

のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

(4) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当法人の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金の額を変更します。

10. お客様からの契約の解除(旅行開始前)

(1) お客様は、いつでも第11項に定める取消料を当法人に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みをされた当法人の営業時間内とします（営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。

(2) お客様は、次に掲げる場合は、本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ② 当法人の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

11. 取消料(お客様からの契約の解除)

契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様お1人様につき次に定める取消料をいただきます。

【日帰り旅行】

取消日 (契約解除の期日)		取消料 (お1人様)
旅行開始日の 前日から起算し てさかのぼって	〈1〉 10～8日前まで	旅行代金の 20%
	〈2〉 7～2日前まで	旅行代金の 30%
〈3〉旅行開始の前日		旅行代金の 40%
〈4〉旅行開始の当日 (〈5〉を除く)		旅行代金の 50%
〈5〉旅行開始後 または無連絡不参加		旅行代金の 100%

【上記日帰り旅行以外】

取消日 (契約解除の期日)		取消料 (お1人様)
旅行開始日の 前日から起算し てさかのぼって	〈1〉 20～8日前まで	旅行代金の 20%
	〈2〉 7～2日前まで	旅行代金の 30%
〈3〉旅行開始の前日		旅行代金の 40%
〈4〉旅行開始の当日 (〈5〉を除く)		旅行代金の 50%
〈5〉旅行開始後 または無連絡不参加		旅行代金の 100%

【宿泊のみのご契約の場合】

人数	1～14名	15～30名
8～20日前		無料
6～7日前	無料	
4～5日前		
2～3日前	20%	20%
前日		
当日		50%
旅行開始後 または無連絡不参加		100%

12. 当法人からの契約の解除(旅行開始前)

(1) お客様が第5項の期日までに旅行代金を支払わないときは、当法人は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、この場合、第11項に規定する取消料と同額の「違約料」をお支払いいただきます。

(2) 当法人は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。

- ① お客様が当法人のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- ② お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ④ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ⑤ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行は3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ⑥ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ⑦ お客様が第3項（10）①から③のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 当法人は、本項（2）により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額をお客様に払い戻します。契約の解除により当法人に損害が生じたときは、お客様にその賠償を求めることがあります。

13. お客様からの契約の解除(旅行開始後)

(1) お客様のご都合により、途中で契約を解除又は離脱（離団）された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

(2) お客様は、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当法人がその旨を告げたときは、第12項（1）の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することが

できます。

(3) 前号の場合、当法人は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用（当法人の責に帰すべき事由によるものでないとき限り）を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

14. 当法人からの契約の解除(旅行開始後)

(1) 当法人は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。

- ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当法人の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- ④ お客様が第3項（10）①から③のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 当法人が前号の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客様と当法人との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当法人の債務の履行は完了します。

(3) 前号の場合において、当法人は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

(4) 当法人は、本項（1）①及び③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

15. 旅行代金の払い戻し

当法人は、第9項の規定による旅行代金の減額又は第10項から第14項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 保護措置

(1) 当法人は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。

(2) 前号において、これが当法人の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当法人が指定する期日までに当法人の指定する方法で支払わなければなりません。

17. 当法人の損害賠償責任

(1) 当法人は、契約の履行に当たって、当法人又は当法人が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から2年以内に当法人に対して通知があったときに限ります。手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日以内に当法人に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償します。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当法人又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当法人は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

18. 特別補償責任

当法人は、前項の規定に基づく当法人の責任が生ずるか否かを問わず、当法人約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

19. 旅程保証責任

当法人は、契約内容の重要な変更が生じた場合は、当法人旅行業約款（募集型企画旅行契約の部第29条）に定めるところにより変更補償金を支払います。なお、お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供

とすることがあります。

(2) 前号の規定にかかわらず、次の①～②で規定する変更の場合は、変更補償金を支払いません（「オーバーブッキング=過剰予約受付」が原因の場合を除きます）。

① 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によるない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。

② 第10項から第14項までの規定による契約が解除された部分に係る変更。

(3) 当法人が1つの契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当法人は、変更補償金を支払いません。

(4) 当法人が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第17項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当法人は、支払い済みの変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

20. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当法人が損害を被ったときは、当法人は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当法人から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当法人、当法人の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. 個人情報の取り扱い

(1) 当法人及び受託旅行会社は旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配のほか、当法人の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

(2) 当法人では、①取り扱う商品、サービス等のご案内 ②ご意見、ご感想の提供・アンケートのお願い ③統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

22. 旅行条件・旅行代金の基準

(1) 本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2017年4月1日現在です。公示されている交通費の運賃改定等があった場合、旅行代金が変更になることがあります。

(2) この条件書に定めのない事項は当法人旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

■旅行企画・実施

熊本県知事登録旅行業第3種-259号

一般社団法人 DMOやつしろ

〒866-0861

熊本県八代市本町一丁目10-36 ヨネザワビル

(TEL) 0965-31-8200

(FAX) 0965-32-2334

(営業時間) 9:00-17:00

国内旅行業務取扱管理者 石橋信明

※ 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。